

～ 特別養護老人ホーム いすず苑 利用料金表 ～

1か月あたり（30日）

※基本料金+加算料金+居住費+食費

円単位

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	2割負担	3割負担
要介護 1	61,907	64,607	87,107	108,407	140,987	167,494	194,001
要介護 2	64,377	67,077	89,577	110,877	143,457	172,433	201,410
要介護 3	67,023	69,723	92,223	113,523	146,103	177,725	209,348
要介護 4	69,528	72,228	94,728	116,028	148,608	182,735	216,863
要介護 5	71,962	74,662	97,162	118,462	151,042	187,604	224,166

（基本料金）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
670	740	815	886	955

（加算料金）

日常生活継続支援加算Ⅱ	重度の利用者の日常生活を支援できる体制に算定	46/日
看護体制加算Ⅰ	常勤の正看護師を1人以上配置している体制に算定	4/日
看護体制加算Ⅱ	常勤換算で利用者25人に対し1人以上の看護師を配置している体制に算定	8/日
夜勤職員配置加算ⅠⅤ（口）	夜勤帯に最低基準+1の介護職を配置し、尚且つ登録喀痰吸引等事業者として喀痰吸引等の実施ができる体制に算定	21/日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者ごとの、心身状態等に係る基本的な情報収集を行い、科学的根拠に基づいて、介護サービスの質の向上を図るための体制に算定	50/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している体制に算定	10/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携体制を構築し、適切に対応する体制に算定	10/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（口）	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善を行うための算定	1か月の所定単位数 (基本料金+加算料金)×17.6%

（居住費+食費）

	居住費	食費
第1段階	880	300
第2段階	880	390
第3段階①	1,370	650
第3段階②	1,370	1,360
第4段階	2,066	1,750

令和8年6月1日改正